

令和5年度版

令和5年5月8日以降における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた指定障害福祉サービス事業者等における指導検査等の実施について

中部広域市町村圏事務組合
広域連携課 障がい福祉指導検査係

1. 趣旨

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行されたことに伴い、障がい福祉指導検査係の職員(以下、「職員」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱い及び指導検査等について、下記のとおり取り扱うものとする。

2. 期間 令和5年5月8日から当分の間。

3. 職員(検査員)が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の取扱い

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合については、令和5年5月8日付け沖縄県発出の「これからの感染対策」による医療機関や高齢者施設等における新型コロナに罹患した従業員の就業制限を考慮し、感染した職員は、発症日を0日とし、発症後10日間は実地指導を行わない(同行しない)こととする。

4. 複数名の職員が感染した場合

複数の職員が感染し、実地指導が職員2名で行えないと判断した場合は、延期とする。

5. 留意事項

- (1) 指導検査係において、実地指導の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合、または、実地指導を予定する施設・事業所において、感染予防措置を目的とした実地指導の延期または書面検査への切り替えの申出があった場合には、双方の協議により判断する。
- (2) その他、不測の事態が生じた場合は、双方の協議により判断する。
- (3) やむを得ず実地指導を中止した対象施設は、書面検査、又は、次年度以降に実施する場合もある。

※上記の取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。

※この取扱いは、令和5年5月8日から取り扱うものとする。